

平成16年度 国立大学法人東京大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

学部前期課程教育

・平成18年度から実施される学部前期課程の新しい教育カリキュラムの策定作業を進め、文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム」に採用された「教養教育と大学院先端研究との創造的連携の推進」の取組みを推進し、その制度化に向けて検討作業を行う。

・全学の教育運営委員会に学部前期課程部会を設け、教養教育に対する全学的協力体制の強化を図る。

・後期課程各学部のガイダンスを充実させて平成17年度進学振分け（専門分野を入学時に決めるのではなく、学生が前期課程での学習を通じて知識や判断力を身に付けた上で専門分野を決めて後期課程の進学先を選ぶ仕組み）を実施する。

また、平成18年度以降の新しい進学振分け制度の策定作業を進め、受験生への広報の充実を図る方策を検討する。

学部後期課程教育

・学部後期課程教育については、シラバスの整備を進めるとともに、カリキュラムを体系化する検討も進めて、基礎知識の系統的な獲得を促す。

大学院教育

・21世紀COEプログラムの展開も活用して、大学院教育における学部・研究科等と附置研究所・センター群との協働を深め、最先端研究を通しての大学院教育を拡充する。

・修士課程のカリキュラムをより体系化する検討を開始し、系統的な専門的素養の獲得を促す。

・21世紀COEプログラム等でのRA制度を活用して博士課程大学院学生の奨学を図るとともに、新しい奨励制度を検討し、国際学術交流や学術研究活動を支援する。

高度専門職業人教育及び社会人再教育

・高度専門職業人教育を必要とする領域の選定を進め、教育プログラムの設定を検討する。

・平成16年度に法科大学院、公共政策学の専門職大学院を開設する。

・社会人の受入れの制度を整えるとともに、社会人特別選抜の整備を進める。

教育の成果・効果の検証

・卒業生担当の理事を置き、学部卒業者、大学院修了者の調査を開始する。

・自己点検ほか各種評価・調査の報告書を収集する。教育評価に必要なデータの抽出方法について検討する。

評価結果についての各部局における対応についての情報を収集する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

入学者選抜の基本方針に応じた入学者受入れ

・平成18年度入学者大学案内書作成の準備に入る。

・大学・大学院の個別入学資格について、申請期間の設定等を整理するとともに対象者の範囲の検討を行う。

・外国人留学生の受入れ実態や海外向け広報の現状を把握・評価し、改善に向けて総合戦略を策定する準備作業を行う。

また、成績優秀な外国人留学生に対する大学独自の奨励制度について検討する。

・平成18年度以降の新しい進学振分け制度の基本的制度設計を本年中に完了させ、平成19年度以降の入試のあり方を検討する。

・特に優れた能力を有する学部学生が、学部課程修了前に大学院へ入学できる制度を医学系研究科、数理学研究科に加え公共政策学教育部において導入する。

・社会人特別選抜を活用し、社会人入学を推進するとともに、多様な産学連携を進め、人的交流を促進する。

教育目標に応じた教育課程の編成

・全学的な授業データベース作成についての検討を開始する。

・シラバスの整備とホームページ上での公開を拡充する。

・平成18年度から実施される学部前期課程の新しい教育カリキュラムの策定作業を進め、対応する成績処理システムの構築など、実施段階の検討作業を開始する。

・学部後期課程教育のカリキュラムの構造化と可視化の検討を進め、専門的知識をそれに伴う倫理的諸問題への関心を深めつつ構造的・体系的に獲得できるよう促す。

・教育企画室を設けて、ダブルメジャー制度等の導入についての検討を開始するとともに、大学院教育におけるカリキュラム整備の検討を開始し、多様な学習目的・経歴に対応した教育体制の整備を目指す。

・大学院学生の指導のため、21世紀COEプログラム等を活用する。

・新しい奨励制度を設け、国内外研究集会等への学生の参加支援を行う。

また、21世紀COEプログラム等も活用して、学生の国際学术交流等への支援制度を拡充する。

・これまで締結された海外の大学・研究機関との学术交流協定を尊重しつつ、全学的な立場から学术交流協定のあり方を検討する。

授業形態、学習指導法等

・情報技術を利用した双方向授業の実施を進める。

・情報機器利用教育施設の拡充を図り、これらを活用して最新情報技術の習得と活用能力の養成を進める。

・海外の大学・研究機関との学生交換を促進するための方策を検討する。

また、学生の多様な需要に対応できる柔軟な海外研修制度と、それに参加する学生への大学独自の奨励制度について検討する。

・大学院において、外国語での授業の拡充を図る。

また、21世紀COEプログラムとも連携して、アカデミックライティングの講義を開設・拡充し、日本人学生の国際的コミュニケーション能力の向上を図る。

・年間延べ20万時間のTAの実績を目指す。

適切な成績評価等の実施

・教育運営委員会を設置し、学部教育における公平かつ厳格な成績評価システムを検討する。

・修士課程に関して、公平かつ厳格な成績評価システムに関する検討を開始する。

・修士論文のきめ細かい評価方法を検討する。

- ・専門職大学院について、成績評価・修了認定の基準を明確化する。
- ・博士論文の内容の要旨と審査結果の要旨をWeb上で公開することを進め、審査基準が的確に適用されていることを明確化する。
- ・現行の総長賞に加え、学部、大学院の学生を対象に、成績優秀者を表彰し奨励金を支給する制度を検討する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

教職員の適切な配置等

- ・教員の多様性に配慮し、国籍・ハンディキャップ等にとらわれない人事的取組みの充実を図る。
- ・教職員の一定数を総長裁量により配分する制度を導入する。中長期的な視野から各部局のプランを審査し、平成17年度当初総長裁量の教職員の配分を行うべく準備する。
- ・附置研究所・センター等の教員の大学院教育への参加を促進するため、関連する専攻と附置研究所・センター等とで新たなカリキュラム構想の検討を開始する。
- ・優れた人材を教育支援者として配置する条件を整備するため各部局のTAの実態を調査し、教育支援のあり方について検討を行う。
- ・教員支援体制及びファカルティ・ディベロップメントの全学的施策に関する検討を開始する。

教育に必要な設備、図書館、博物館、情報ネットワーク等の活用・整備

- ・各部局の特性に応じた施設の整備を実施し、柏地区に自動書庫システムを備え学習意欲の高まるような環境を持つ図書館を開館する。

総長裁量の経費で学生用図書の実施を図る。

また、バリアフリーのための実施要項の整備、バリアフリー対策工事の継続的な実施を行う。

- ・『附属図書館基本規則』を制定し、全学で52の図書館・図書室からなる附属図書館を「共働する一つのシステム」とする。これに基づき、従来からの雑誌、電子ジャーナル、データベースの協同購入に加えて、図書の協同購入プランである「全学資料購入集中処理システムプラン」を開始する。

教育活動の評価及び評価結果による質の改善

- ・学生生活実態調査を実施し、結果を公開する。
- ・全学的なカリキュラム情報の収集及び各部局にその情報を流通させるシステムの構築に着手する。カリキュラムに対する学生の要望などの収集を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言・支援の組織的対応

- ・学生から見て相談しやすい環境を整備するため、各学部における相談体制の広報に努める。

生活相談・就職支援等

- ・学生相談所に所属教員を増員するとともに、施設の改修を行う。柏キャンパスの相談活動を開始し、学生生活の質の改善に向けた諸企画を実施する。
- ・学生相談所・ハラスメント相談所による救済のための体制を強化する。アカデミック・ハラスメントに関する相談にも対応する。

また、各種セミナーを開催する。

学生相談所のホームページを充実し、学生への情報発信をより積極的に行う。

- ・定期及び特別健康診断を行い、学生の健康管理を推進する。
- ・全学的に行える就職支援方策について検討を行う。

経済的支援

- ・新しい奨励制度を設け、学生の経済的支援を充実する。
- #### 社会人・外国人留学生
- ・留学生センター・相談室の活動実績を把握・評価し、改善策を検討する。
 - ・東京大学外国人留学生後援会の活動実績を把握・評価し、他の経済的支援の道を含めて外国人留学生支援策の改善を検討する。
 - ・教養学部後期課程のAIKOMプログラム(短期交換留学制度)をはじめとする部局ごとの交流計画や、東京大学、マサチューセッツ工科大学、スイス連邦工科大学、チャルマーズ工科大学が参加する国際共同研究AGSプロジェクト(Alliance for Global Sustainability)等の活動実績を把握・評価し、改善策を検討する。
 - ・大学院における選抜において、官公庁、企業、団体等の在職者の受入れを可能にする仕組みを拡充するとともに、産学連携を促進し人的交流を進める。

学生生活支援

- ・福利厚生施設整備企画委員会(仮称)を設置し、関連する施設等の整備を推進する体制を構築する。
 - ・学生からの要望を踏まえた法人化後の新たな規則づくりを進めるために『学生生活関連規程集』の内容について大学構成員に対し、パブリック・コメントを実施する。
- また、学生向けの情報提供を強化するため、ホームページを充実する。
- ・本郷地区の御殿下グラウンドを改修整備し、使用時間を延長して、学生に対するサービスを向上する。
 - また、農学部運動場及びテニスコートの改修及び柏キャンパスの体育施設としての整備を計画的に推進する。
 - ・豊島国際学生宿舎への学生の入居を開始するとともに、学生宿舎のあり方を検討する。

バリアフリー環境の実現

- ・バリアフリー支援室を設置し、人的サポートと相談体制の全学的充実に向けた実施計画を策定する。施設・設備・機器の整備に関しては、バリアフリー支援室がニーズの緊急度を調べ、優先順位の高いものから実施を図る。
- バリアフリー・モニター会議を開いてサービス利用者の意見を聞く。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

萌芽的・先端的研究の促進に積極的に取り組む。具体的には以下の計画を実施する。

- ・21世紀COEプログラムとして採択された研究が成果を遅滞なく実現するよう、COEプログラム推進室を設置し、計画の進行状況を把握するとともに、プロジェクトへの支援を実施する。
- 平成17年度以降のCOEプログラムの提案について、積極的に準備を進める。
- ・個人情報や知的財産権の保護に十分留意しつつ、研究科、附置研究所、センター等の研究グループや全学が知識や知恵を共有できる仕組みを検討する。

各部局、産学連携本部、各COE等個別に検討している情報を収集分析し、効果的な全学的共有の方策を探る。

全学的視点からの戦略性・一貫性のある教育研究事業計画の方向付けと、それに沿った適切な総長裁量資金の配分のために、大学委員会を設置し、部局等から出された提案の評価・順位付けを実施する。

- ・附置研究所は、研究拠点として研究の直接成果により、また、先端的研究を通じた高度研究者の育成により社会に貢献し、学内においては学部・研究科等と連携する。

- ・従来の全国共同利用の附置研究所・施設等は、上記に加え、大学法人の枠を越えて全国の関連研究分野の中核として学術研究の推進と卓越した研究者の育成に貢献する。

- ・センターは、全学的目的を達成するため、萌芽的・先端的研究の育成又は教育・研究の支援を行う。

- ・大学委員会で各部局の提案を客観的に審査し、総長はこれをもとに優先順位を決めて資源の獲得に努め、獲得した資源を適切に配分する。

- ・新しい分野について独創性に優れた先端的研究のための拠点の形成を図る目的から、創造性と学際性に富んだプロジェクトを各部局から求め、総長裁量による専任の教職員の充当も行うことを内容とする領域創成プロジェクトを開始する。

研究成果の社会への還元

- ・ホームページと学外向け広報誌を充実するとともに、広報室を中心にマスメディアとの連携を強化することによって一般社会への情報発信と広報活動を活性化し、学術活動や基礎研究などの社会的意義を周知する。

- ・研究成果の社会への直接的な貢献に加え、社会への情報発信・サービス提供、企業等との関係強化に力を入れ、研究成果を積極的に還元していくために、産学連携本部を設置し、同本部に産学連携研究推進部、知的財産部、事業化推進部を設置する。

- ・社会と連携する研究を基礎研究に反映させることに努めるとともに、教育を通じて研究成果を社会に還元するため、最先端の研究成果を教育に活かす方策を検討する。

- ・外部機関との連携及び外部資金の活用による研究（共同研究、受託研究、奨学寄付金）、情報発信・広報、啓蒙活動、研究成果の公開を積極的に促進するために産学連携本部及び広報室を設置する。

- ・多様化している社会連携研究プロジェクトの研究拠点を実現する目的から、駒場オープンラボラトリーをはじめとする、オープンラボラトリー型研究組織の運用と実施に当たる。

研究の水準・成果の検証

- ・部局等は、適切な時期に研究に関する自己点検を行う。

- ・部局等の研究に関する自己点検の結果の概要を全学的にとりまとめ、公表する。

- ・部局等の個性に応じた自己点検の支援策を講じる。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な教員配置

- ・年度当初に、総長裁量の時限採用可能数として157名分の教員の採用可能数を配分する。さらに年度中においても、大学委員会などの検討に基づき新規分野の創成や既存分野の更新に必要な時限採用可能数の配分を検討し、平成17年度当初に総長裁量の教職員の配分を行うべく準備

する。

- ・若手研究者の育成のため、ポストドクトラル・フェローシップの現状を調査し検討する。また、TA・RAの雇用の実態及び問題点の調査検討を開始し、あるべき方向性を考える。
- ・外国人を含む各部局の客員研究員の実態について調査を行う。また、『学外者に東京大学の教授等を委嘱する場合の取扱いについて』の活用を図る。
- ・教員の研究活性を高めるために、『東京大学教員のサバティカル研修に関する規程』の活用を図る。

研究資金の配分システム

- ・安定性や恒常性に十分配慮した予算配分とするために、前年度実績を踏まえて、一部を総長裁量、残りを部局という配分方式を導入する。
- ・部局予算の一部及び奨学寄付金の一部等を総長裁量経費の財源とし、先端的・学際的研究領域などに重点的に配分する。

研究に必要な設備等の活用・整備

- ・施設等の有効活用に関する指針を策定し、それに基づく施設の運用規則の制定を進める。また、設備備品等に関する全学的データベース作りの計画を策定する。
- ・（柏）総合研究棟（4センター）、（本郷）総合研究棟（理学系）を完成し、それぞれ3,600㎡、800㎡の共用研究スペースを本年度に確保する。そのスペースは、先導的・独創的・学際的な「領域創成プロジェクト」等に期限をつけて貸し出し、そうした試みを機動的に実施する場として活用する。
- ・附属図書館・総合研究博物館・史料編纂所などにおける資史料・標本の保全及び管理は、法人化以前と同様、専門研究者の知識と技能を活用し、デジタル技術によるデータベースやアーカイブなども視野に入れつつ、行う。

知的財産の創出、取得、管理、活用

- ・研究成果の社会への還元を促進するために、知的財産本部機能を包含した全学的な産学官連携支援組織として産学連携本部を設置する。
- ・知的資産構築を促進するため、ガイドブックを作成し、シンポジウム・セミナー等を開催する。

研究活動の評価及び評価結果による質の向上

- ・部局等の行う研究に関わる自己点検結果を全学的に概観し、研究活動の評価手法等について各部局の参考となる資料を取りまとめる。
- ・自己点検結果を用いた組織評価について、経営協議会などの場を活用し各方面の意見・助言を求める。

全国共同研究、学内共同研究等の活性化

- ・本学に設置されている附置研究所、全国共同利用研究施設、学内共同教育研究施設及び部局に附置されている研究施設の維持・充実が図られるよう、大学委員会に設置する企画審査小委員会等において検討を進める。
- ・学外者等との共同研究における安全衛生管理マニュアルの作成及び教育を行う。
- ・総長裁量資源により、研究センター等の充実を図る。
- ・中長期的視点から見た総長裁量に基づく研究支援の方法を検討する。
- ・COEプログラム推進室を設置し、採択されたプロジェクト相互の連携を図る。

・領域創成プロジェクトを開始し、学内横断的な研究等に対し、総長裁量によるスペース・人員等を確保する。

中核的研究施設、設備の整備

・学内共同利用・全国共同利用を含め、中核的研究施設の設置・整備が積極的に推進されるよう、学術企画室を設置し、東京大学として特に重点を置くべき萌芽的・学際的研究分野・領域について検討する。

全国連携・国際連携の拠点となる研究施設の整備

・領域創成プロジェクト運営委員会において、附置研究所、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設等を中心とした、全国規模・国際規模での連携研究のための拠点整備について検討する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力、社会サービス等

・オープンキャンパス、学生の協力による学内ツアー、公開講座、公開シンポジウム、フォーラム等を実施する。

・総合研究博物館にて《東京大学コレクションXVIII》「プロパガンダ1904-1945 新聞紙・新聞誌・新聞史」展を、また博物館と大学史料室が共催で「東大総長のプレゼンス 渡邊洪基から内田祥三まで」展を行う。また駒場キャンパスに新たな自然科学博物館と美術博物館を設置し、両博物館と総合文化研究科・教養学部の共催で「駒場の歴史展 一高130周年」を開催する。資史料・標本などを所蔵している部局と広報室との連携を強化する。

・文部科学省の「農学系外国雑誌センター館」の指定を受けて、農学生命科学図書館が文献提供の拠点機能を維持する。個々の図書館・図書室はそれぞれの学術分野における資料の相互協力ネットワークに積極的に参加する。

産学官連携の推進

・産業界との連携を推進するために産学連携本部を設置する。
・研究成果の移転・活用のため、『東京大学教職員兼業規程』『東京大学教員営利企業役員等兼業・勤務時間内兼業審査委員会規則』を設け、利益相反に十分配慮しつつ、その活用を図る。
・行政・公的研究機関の政策形成や研究拠点形成等に、個々の教員のみならず制度的に寄与する仕組みについて検討を開始する。

教育研究における国際交流の拡大

・従来からある国際交流委員会と連携しその活動を支援するために、新たに国際企画室を設け、ヨーロッパとアジアを含む世界の全地域の大学・研究機関の活動状況を調査し、総合的で合理的な国際交流を企画し推進するための組織基盤を整備する。

・本学がアジアにおける国際的教育研究拠点としての役割を担えるよう、東京大学、マサチューセッツ工科大学、スイス連邦工科大学、チャルマーズ工科大学が参加するAGS (Alliance for Global Sustainability) と東京大学・北京大学・ソウル大学校・ベトナム国家大学ハノイ校の四大学から構成されたCCC (Creation of Common Culture; 東アジア四大学フォーラム) の連携を図るなど、その基盤整備に努める。

また、各部局により開催される国際会議、国際シンポジウム、国際研究集会を支援する。

- ・留学生の就職に関する相談に対応するため、留学生センターに担当窓口を開設する。
また、オンラインを利用した日本語学習支援システムなど、留学生の多様なニーズに対応できる日本語教育の可能性を検討する。
- ・北京に「東京大学北京リエゾンオフィス」（仮称）を開設するため、設立準備会を設置し、開設に向けた検討を行う。

（２）附属病院に関する目標を達成するための措置

診療・経営基盤の強化、組織・業務の改善

- ・大規模な組織改編を行い、その後も病院長のリーダーシップが発揮できるよう機動的に組織体制を整備する。
- ・ホームページを用いた診療実績に関する情報の公開を推進するとともに先進的医療サービスに関する情報提供のあり方に関して調査を行う。
- ・入院診療運営部・外来診療運営部・中央診療運営部を設置し、一般病院では行われ難い難病治療や先端治療への取組みを行う。
- ・教育研究支援部を設置し、新しい診断法、治療法の開発や臨床応用を推進する。
- ・医療・経営の情報管理・分析を強化するために企画経営部を設置する。
- ・医療の質の評価と向上及び危機管理体制を強化するために医療評価・安全・研修部を設置する。

良質な医療人養成

- ・診療参加型臨床実習（クリニカル・クラークシップ）の充実、小人数実習（問題基盤型学習、臨床診断実習等）等による臨床医学教育の充実に取り組む。
- ・医療評価・安全・研修部を設置し、卒後臨床研修（初期・専門）体制の運用とその内容の充実を図る。
- ・医療評価・安全・研修部を設置し、医療従事者の生涯教育、専門医資格等の取得に必要な教育・研修体制の整備を推進する。

研究成果の診療への反映や先端的医療の導入

- ・研究を活性化する組織的な体制作りを推進するために教育研究支援部を設置する。
- ・附置研究所附属病院は、医学部附属病院と連携しつつ、その研究成果を社会に還元するために探索的臨床研究と臨床応用を推進する。
- ・22世紀医療センター構想を含めた寄付講座開設を促進するとともに、臨床生命情報学(クリニカル・バイオインフォマティクス)研究ユニットの活動を推進する。
- ・臨床研究の安全確保体制の充実や研究内容の周知・公開等のため、臨床試験部の充実を図るとともに、医療評価・安全・研修部を設置する。

医療従事者等の適切な配置

- ・教育、診療、研究のいずれの機能も発展するように配慮しつつ、医療従事者の柔軟かつ適切な再配置を継続的に行う方策について検討する。

（３）附属学校に関する目標を達成するための措置

中等教育学校のモデル校としての役割

- ・生徒データ委員会（仮称）を設け、成績データ等を蓄積・分析するための基本方針を策定するとともに、入試関連データと成績データ等を統合的に管理する方策を探る。

5年生までの現行カリキュラムの内部評価を行う。

大学教員による授業の制度化等について検討を開始する。

- ・教育学研究科のCOEの研究活動、学校臨床センターの研究活動との連携を拡大する。
- 効果的な教育実習のあり方を探るため、実習についての意見を教員から収集し問題点を整理する。

学校運営の改善

- ・学校長の意思決定等を支援するため、教務・生活指導の幹事を含めた拡大運営委員会の設置を検討する。
- ・学外者を含めた学校評議委員会を設置するための基本プランを策定する。
- ・財務管理運営能力を強化するため、附属学校予算委員会の設置を検討する。
- ・他の中等教育学校との人事交流の可能性について協議を開始する。また、東京都だけでなく近隣の県・市教育委員会・私立高校との人事交流協定の検討を行う。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

総長の選考方法確立

- ・総長選考規則を整備し、総長選考会議の監理の下に総長候補者選考を行う方法を確立する。その方法にしたがって次期総長（任期：平成17年4月1日から4年間）の候補者を選考する。

中枢組織及び企画立案体制の整備

- ・総長の意思決定を支援し各種業務を統括するため、理事ではない副学長を含め、7名の副学長を置く。
- ・理事の分掌を定めるとともに、必要に応じ、総長の判断によって柔軟に変更する。
- ・全学的な企画立案、資源配分等の調整の支援を行うために、総長室内に学術調整室と学術企画室を設置する。また、大学委員会を組織し、その中に企画審査小委員会、将来構想小委員会を設ける。

業務運営体制の整備

- ・法人化の趣向に合致した大学の運営のため、学内の諸規則・規程の全面的な見直しを行う。

事務組織の編成・機能向上

- ・事務組織の改編を平成16年4月に行う。また、平成17年中を目途に事務組織の再編成を行う準備を進める。
- ・事務組織の機能向上を図るため、教員と職員で構成する「室」を置く。

部局の運営体制の整備

- ・研究科長、研究所長等の部局長がリーダーシップを発揮することができるように、必要に応じて副研究科長又は副所長を若干名置くことができるようにする。
- ・必要に応じ、部局長の下に、少人数からなる部局運営会議等を置く。

各教育研究分野の特性を勘案した効果的な運営費交付金の配分

- ・大学委員会で、各部局の教育研究に関する新規事業を多面的かつ客観的に審査し、総長はこれをもとに優先順位を決めて人件費を含めた学内資源を配分する。
- ・各部局の採用可能な人員数の見直しを通じて総長裁量資源を確保し、優先順位にしたがって再配分する。

- ・各部局の活動成果を反映させる資金配分方法について調査・検討する。
大学全体の内部監査組織の設置
- ・会計組織とは独立した内部監査組織として新たに監査室を設置する。
- ・内部監査手法確立と監査結果報告作成手順の検討を開始する。
- ・内部監査の結果を受けて業務改善を図るために必要な規則・制度等の整備のための準備作業を開始する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の見直しの方向性

- ・生物情報科学学部教育特別プログラム、ASNET（東京大学日本・アジアに関する教育研究ネットワーク）等の学際的な試みを進める。
- ・大学委員会将来構想小委員会において、萌芽的な研究や新しい研究分野の開拓に積極的に取り組むためには研究組織のどのような再編・改組や整備が必要となるのかを検討する。
- ・平成16年度に法科大学院（法学政治学研究科法曹養成専攻）を開設する。
- ・平成16年度に公共政策学教育部・連携研究部を開設する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

柔軟で多様な教員人事の構築

- ・教員採用に関しては、国内外の優秀な人材を採用できる弾力的な運用が可能となるよう『就業規則』に『東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程』を設け、活用する。
- ・各部局の教育研究活動、業務運営活動に応じた多面的で多様な任期制の活用を図る。
- ・大学委員会で、各部局の研究・教育に関する新規事業を多面的かつ客観的に審査し、中長期的視野から時限的に採用可能な人員数を配分する。

柔軟で多様な職員人事の構築

- ・幹部職員の人事においては、複数名の副理事又はこれに相当する者を企業等から受け入れる。
また、学内からの登用に関して学内公募を実施する。
- ・関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験を導入し、職員採用の仕組みを整備する。
- ・専門性の高い職種について、試験制度によらない採用の対象となる者の範囲を検討する。
- ・事務職員人事の改善策を策定し、順次実施する。

男女共同参画等の促進

- ・教職員の雇用について男女共同参画を推進するため、『東京大学男女共同参画基本計画』を着実に推進するとともに、次世代育成支援計画を策定する。
- ・国籍、性別、ハンディキャップ等にかかわらず、個人の能力を十分に認め発揮させる採用、その他の支援制度の充実を図る。

教職員の人材交流の促進

- ・産学連携、多彩な人材確保、学外との人事交流を促進するために『就業規則』に『東京大学教職員兼業規程』を設け、活用する。
- ・教職員に関して、海外研究機関、国内諸組織との交流を促進するために『就業規則』に『東京大学教員の研修に関する規程』『東京大学教員のサバティカル研修に関する規程』『東京大学教職員出向規程』『東京大学教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程』を設け、活用する。

○ 柔軟な勤務時間管理

・教員の任務の特殊性に適した柔軟な管理のために、労使協定によって専門業務型裁量労働制を導入する。

人事評価システムの整備・活用

・能力評価・業績評価の方法について検討する。

・外部資金で雇用する教職員に関し、いわゆる年俸制の導入が適切と考える部局については、業績評価等の諸手続等を検討し、これを導入する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

本部と部局等との機能・役割分担の明確化

・業務の見直し・再点検を行い、事務の簡素化・合理化を進める。

・本部と部局の連携を図るため、教員と職員で構成する「室」を置く。

電子的事務処理の推進

・財務会計等の本学独自のシステムの改善を図る。電子申請システムの導入による事務処理の簡素化・迅速化とペーパーレス化を試行する。

・ICカードを全学生に配布する。

・事務情報システムの強化のため、情報端末機器・ソフトウェアの更新を行うとともに、職員の情報に関する研修を強化・充実する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

外部資金導入の支援体制の整備

・各種競争的資金の公募状況や申請書類の記入方法などについて部局を通じて情報を提供する体制を整備する。

また、競争的資金採択内示後の早急な研究立ち上げのための資金や継続研究の年度始めのつなぎ資金を大学が立て替える制度を整備する。

・発明等取扱規則や共同研究契約の雛形等を整備し、受託研究や民間等との共同研究推進のための支援体制を構築する。

・大学法人として新規事業や学生支援などを行うための資金として、東京大学基金（仮称）の設立を目指して準備を進める。

外部資金導入手続きの効率化

・競争的外部資金の公募情報の学内発信を効果的に行う体制を整備する。

受領した研究費の情報を財務部、財務分析室に集約し、適正管理に努める。

・競争的外部資金の申請について、学内調整を必要とするものについては、学内専門家評価に基いて研究担当理事が調整を行う。

また、これら申請の庶務支援体制を整備する。

・外部資金の獲得を誘引する制度として、獲得した間接経費の一定割合に相当する資金を部局長裁量経費として部局に配分する制度を創設する。

その他の自己収入

・授業料等学生納付金について将来像の検討を開始する。

・病院企画室を設置し、教育研究機能を持つ病院事業について妥当な収入支出の検討を開始する。

・「口座引き落とし」の活用等により、授業料等の未収金の発生を防ぐとともに、既に発生した未収金の回収に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

管理的経費の抑制

- ・全学共通の管理的経費の節減案を策定・実施する。
 - ・大学の経常的業務等について、具体的な外部委託案を策定・実施する。
 - ・現行の物品調達方式及びその運用について調査・検討するワーキンググループを作り、早急に調達方式改善案を策定する。
 - ・機器や備品に関しては、一元的な共同利用体制の導入を検討する。
 - ・「成果進行基準」の導入等、予算執行の弾力的運用により経費節減を図る。
 - ・施設設備エネルギー・マネジメントを担当する部署として環境課を設置し、エネルギー節減システムを導入するなどの方策を調査、立案する。
- また、変電システムを刷新し、定常的なエネルギーロスを軽減する。
- ・業務の見直し・再点検を行い、事務の簡素化・合理化を進める。
- また、事務量の軽減や会議費の削減を図るため、ペーパーレスによる会議を試行する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

現預金の効率的・効果的な管理運用

- ・法人法が定める運用方法の範囲内で競争原理を活かしつつ、積極的に余裕資金の運用を行う。
- ・資金以外の資産についても、収益確保の観点を含め、適切な管理運用方式を検討する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

自己点検・評価システムの確立

- ・評価業務の推進を図るため、評価担当理事を置き、評価支援室を設置する。
- ・教育研究の領域、部局等の個別性に配慮した支援策の検討を開始する。
- ・既存の自己点検システムと全学の評価作業との同調を図るシステム構築を開始する。
- ・評価支援室で大学評価に関する運營業務を担当し、部局等の負担を軽減する方策をとる。
- ・全学的な自己点検評価結果を刊行物などで公表する。

評価結果の大学運営改善への活用

- ・全学項目及び部局等の自己点検評価の結果による検討結果について、部局等の要請に応じ、具体的方策の立案に協力する仕組みを用意する。
- ・全学及び部局等の自己点検評価をとりまとめ、役員会で報告する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

広報体制の強化

- ・緊急時における対応連絡網を含め、広報室を中心とする学内広報体制の構築に努めるとともに、広報室と学外の一般メディアとの連絡体制を強化する。
- ・和文、英文ホームページの充実と広報誌の紙面刷新を進めながら、広報メディア間の効果的分業と全体としての活性化に努める。
- ・公開学術講演会、公開講座、総合研究博物館の展示などの事業を実施し、これらをホームページ、メールなどの電子媒体を活用して効果的に広報する。

・スウェーデンを代表する大学であるウプサラ大学、カロリンスカ研究所、ストックホルム大学、ストックホルム商科大学において、本学の先端的研究活動の成果の周知を図るためのUTフォーラムを開催する。

総合的学術情報システムの構築

・ソフトウェアについての知的財産権、著作権に関する規則等の整備を開始する。
・図書館、情報基盤センター、情報課を統合し、情報システム機構（仮称）を立ち上げる準備を進める。

また、研究者についての全学ポータルサイトを作成する。

個人情報保護システムの構築と情報倫理の遵守

・全学的な情報公開委員会を設置するとともに、本部に情報公開室を置き、新たに本人からの個人情報開示請求への対応を整備する。
・情報倫理教育を行い、管理体制を確立するとともに、「東京大学コンピュータ緊急対応チーム」及び各部局との緊密な連絡を図る。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

都心型及び郊外型大学キャンパスにふさわしい環境形成の推進

・本学キャンパス敷地の緑化対策のために、樹木の生育状況調査を進めて事業年次計画を立案する。平成 16 年度は以下の事業を推進する。

- ・キャンパスメインストリート再生整備基本計画の策定（本郷・駒場）
- ・建物誘導・案内サイン基本計画の策定（本郷・駒場）
- ・本郷通り側グリーンベルト環境整備の推進

・学生や教職員が集える交流スペースを、本郷、駒場地区に設置する。

各キャンパスの土地・施設設備の有効活用

・ワーキンググループを設置し、本郷、駒場及び柏地区について「整備計画概要」の見直しを図る。
・施設マネジメントを行うための施設の点検・評価について、主要キャンパスの点検を終了させ、引き続き、分析・検討を加えながら、評価システムの策定に着手する。
・全学的、及び各部局における施設の有効活用に係る規則や体制の整備等、より効率的に利用可能となるスペースの運用システムの検討を開始する。

・大型実験設備の配備状況やその需要についての実態調査を行う。

施設設備の経年による劣化、環境保全、ユニバーサルデザイン化の配慮

・既存施設の構造・機能・設備等の定期的な点検と維持保全を行う部署として保全課を設置し、今後の年次計画を立案する。平成 16 年度は以下の事業を実施する。

- ・手摺・柵等の安全対策や基幹設備等の老朽更新計画を策定
- ・改修年次計画に基づき建物耐震診断を推進

・キャンパス計画室、バリアフリー支援室を設置し、環境保全、ユニバーサルデザイン化のための具体的方策の検討を開始する。

施設需要等への対応

・各地区において、施設整備補助金及び長期借入金を財源として、「整備計画概要」に基づいた施設整備を計画的に推進する。平成 16 年度においては以下の事業の完成を目指す。

- ・(駒場) 総合研究棟 SR12-1 9,000 m² (総合文化)
 - ・(本郷) 総合研究棟 SR13-2 18,200 m² (医学系)
 - ・(本郷) 総合研究棟 SR10-2 7,410 m² (理学系)
 - ・(柏) 総合研究棟 SR7-1 14,200 m² (4 センター)
 - ・(駒場) 総合研究実験棟 SR7-1 5,000 m² (生産研)
- ・本郷、駒場及び柏地区等において、新営、改修の整備に合わせて既存施設の点検結果を踏まえた共用スペースを確保する。
- ・新たな民間活力の積極的導入、地方公共団体等からの寄附受入れの導入等、新手法による施設整備方策の検討を開始する。
- ・PFI事業として(駒場) 駒場オープンラボラトリー施設整備事業を完成するとともに、次に掲げるPFI事業については着実に推進する。
- ・(柏) 総合研究棟(環境学研究系) 施設整備事業
 - ・(地震) 総合研究棟施設整備事業
 - ・(駒場) 駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業
- ・キャンパス計画に関する責任体制をキャンパス計画委員会、キャンパス計画室を中心に整備する。また複数の部局が相互利用可能な施設整備事業の検討を開始する。
- ・補助金適正化法を遵守しながら、施設費補助金と民間出捐金等の合築により施設・設備整備を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

安全管理体制の整備

- ・全学の安全衛生管理を統括する安全衛生管理室を設置する。
- ・部局の安全衛生管理を統括・監督する部局安全衛生管理室を設置する。

学生等を含めた大学構成員の安全管理

- ・安全管理に必要な健康診断・作業環境測定・定期自主検査・作業場の巡視等を計画的に実施する。
- ・安全衛生対策工事を実施した部屋のフォローアップを行う。
- ・有害な実験廃液は回収し、環境安全研究センターにおいて適切に処理する。
一般廃棄物は、分別収集によりリサイクルを推進する。
- ・安全マニュアルを策定し、安全講習会を計画的に開催する。
- 安全衛生に関する情報収集及び広報活動と、計画的な訓練を行う。

キャンパスの総合的な安全管理

- ・交通安全対策において通行量・危険箇所調査等を行い、関係機関等と連携のうえ安全対策計画の策定を行う。
- ・給水配管、ガス配管及び電気・通信設備の老朽調査を行い、その更新整備を計画的に推進する。

予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額

232 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出する必要がある際に借り入れすることが想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

平成 16 年度期間における重要な財産の譲渡については、想定していない。

医学部附属病院における中央診療棟の新営工事に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

また、医科学研究所附属病院における病院特別医療機械の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学医科学研究所附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

剰余金の使途

当該年度の決算において剰余金が生じた場合は、全学的な観点に立ち、本学の教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための経費に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・本郷団地総合研究棟(理学)	総額 16,779	施設整備費補助金 (10,130)
・本郷団地総合研究棟(工学)		
・本郷団地総合研究棟(医学)		
・附属病院中央診療棟		
・駒場 団地総合研究棟(総合文化)		
・駒場 団地総合研究実験棟(生産研)		
・柏団地総合研究棟(4 センタ -)		
・柏団地基幹・環境整備		
・柏 団地基幹・環境整備		
・病院特別医療機械		
・小規模改修		
・(柏)総合研究棟(環境学研究系)		
施設整備事業(PFI)		
・(地震)総合研究棟		
施設整備事業(PFI)		
・(駒場)駒場オ - プンラボラトリ -		
施設整備事業(PFI)		
・薬学部総合研究棟(寄附)		
・22世紀医療センタ - 施設(寄附)		

注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

(1) 雇用方針

- ・各部局の教育研究活動、業務運営活動に応じた多面的で多様な任期制の活用を図る。
- ・各部局の採用可能な人員数の見直しを通じて総長裁量資源を確保し、優先順位にしたがって再配分する。

・教職員の雇用について男女共同参画を推進するため、『東京大学男女共同参画基本計画』を着実に推進する。

・教員採用に関しては、国内外の優秀な人材を採用できる弾力的な運用が可能となるよう『就業規則』に『東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程』を設け、活用する。

・幹部職員の人事においては、複数名の副理事又はこれに相当する者を企業等から受け入れる。

・関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験を導入し、職員採用の仕組みを整備する。

・専門性の高い職種について、試験制度によらない採用の対象となる者の範囲を検討する。

(2) 人事育成方針

・能力評価・業績評価の方法について検討する。

(3) 人材交流

・教職員に関して、海外研究機関、国内諸組織との交流を促進するために『就業規則』に『東京大学教員の研修に関する規程』『東京大学教員のサバティカル研修に関する規程』『東京大学教職員出向規程』『東京大学教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程』を設け、活用する。

(参考1) 平成16年度の常勤職員数 6,730人
また、任期付職員数の見込を 683人とする

(参考2) 平成16年度の人件費総額見込 76,731百万円

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)収支計画及び資金計画

(別表) 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数